

長崎県開発登録簿閲覧規則(昭和46年3月8日長崎県規則第12号)

最終改正:平成23年7月5日規則第28号

改正内容:平成23年7月5日規則第28号[平成23年8月1日]

○長崎県開発登録簿閲覧規則

昭和46年3月8日長崎県規則第12号

改正

平成4年8月14日規則第43号

平成6年3月31日規則第24号

平成11年5月6日規則第33号

平成17年3月31日規則第46号

平成21年3月31日規則第29号の6

平成23年7月5日規則第28号

長崎県開発登録簿閲覧規則をここに公布する。

長崎県開発登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、開発登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、次に掲げる場所に設ける。

(1) 土木部建築課

(2) 振興局

(閲覧時間)

第3条 閲覧所における閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧所の休日)

第4条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日とする。

(閲覧時間又は閲覧所の休日の変更)

第5条 知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)の整理その他必要があると認めるときは、臨時に、閲覧時間を短縮し、若しくは延長し、又は閲覧所の休日を定めるものとする。この場合においては、知事は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧申請簿(様式第1号)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第7条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者は、係員の指示に従い、登録簿を閲覧しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第8条 知事は、次の各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者

(3) 登録簿の閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付請求)

第9条 登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書(様式第2号)により請求しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第24号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第33号)

この規則は、平成11年5月6日から施行する。

附 則(平成17年規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第29号の6)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月5日規則第28号)

この規則は、平成23年8月1日から施行する。